

公 告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号）第6条第4項の規定に基づき、令和7年度に適用するあいち朝日遺跡ミュージアムの利用料金の額を次のように承認した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀 章



区 分		単 位	利用料金の額
企画展示	個人	大学生又は高校生	1人1回につき 200円
		その他の者	1人1回につき 300円
	団体 (20人以上)	大学生又は高校生	1人1回につき 150円
		その他の者	1人1回につき 250円